

政省令等改正説明会 質疑応答

平成30年2月1日

平成29年12月7日（東京会場）、13日（大阪会場）及び14日（名古屋会場）において、政省令等改正説明会を実施しました。その際の質疑応答は以下のとおりです。

※説明会当日に回答を保留にしたものについての回答も記載しています。

< 1 の項 >

運用通達の1の項の「火薬類」の解釈で、民生用自動車の緊急保安炎筒については、「次のいずれかに該当するものを除く。」として規制が明確に除外されていますが、民生用自動車以外の、例えば船舶や飛行機の緊急保安炎筒についてはどのような扱いになっているのでしょうか。

民生用自動車緊急保安炎筒は昨年度の改正で除外規定に追加したのですが、それ以外の船舶、航空機用の緊急保安炎筒物については、規定上、明確に規制除外の対象になっておりません。ただし、レジームとの関係でいうとおそらく規制対象としてもそんなに懸念性はないものと考えられますが、もし輸出するものがあるのであれば、当省の安全保障貿易審査課に具体的な製品の資料等をお持ちいただき、ご相談ください。

(注)「火薬類」の解釈の除外規定に「イ.「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの」とあります。「外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積み込み承認を受けたものを除く。」とあることから、税関が緊急保安炎筒を船用品、機用品と認め「積み込み承認」をしたものは、規制が除外される場合があります。

< 3 の項 >

運用通達の3の項の弁やバルブに関する解釈「内容物と接触する全ての部分」ですが、「内容物の漏れ防止のために用いられる」という言葉は交換可能な部分にかかっているので、これは限定されたものと思えるのですが、ご説明では内容の明確化ということでした。規制の範囲等々には全く影響ないと考え問題ないでしょうか。

「内容物の漏れ防止のために用いられる」という文言は、より明確化を図るという観点から追加していますので、改正前と改正後で規制の範囲が変わるかというとは変わってはいません。

< 3 の 2 の 項 >

貨物等省令第2条の2第2項第一号の「物理的に封じ込めに用いられる装置」の改正は、「ロ」の（一）から（三）の規定が追加されたことによる規制強化であるとあると説明されました。この「ロ」の規定については、原行のイの「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」全般の貨物が、ロの（一）から（三）の貨物に限定されたことから、強化ではなく緩和のように思えます。

現行の「イ」の「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」の「物理的封じ込めに用いられる装置」については、運用通達解釈で「物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。」と規定されています。「物理的封じ込め」の部分については、現行の規定ではレジーム上は物理的封じ込めのレベルがP三又はP四の実験室といったものと安全キャビネット等が規制されているわけです。これらとの整合性を考えると「イ」の規定については、今回改正の「ロ」については含まれないのではないかという考え方もありますが、文言上だけみると「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置」となっていますので、改正後の「ロ」の規定をみても「物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に設置するように設計された装置であって・・・」というのをみると、確かに改正前の「イ」と改正後の「ロ」は同じようなものを指すという指摘はあるかと思えます。この点については、改正前の「イ」については、基本的にはレジームの範囲に沿った形で実験室の完成品だけを規制対象としていると考えてよいと思われる。

改正後の貨物等省令第2条の2第2項第一号イに「物理的封じ込めのレベルがP三三又はP四の装置」と、これは現行になかったものが新たに「イ」に入ったので、これは規制強化だと思いますがいかがでしょうか。

ここは基本的に「装置」と書かれていますが、「装置」というのは範囲が広く、レジーム上は「実験室の物理的封じ込めの完成品」を対象としています。輸出令上「装置」とありますが、広辞苑等を調べますと設備等、そういった一体設備、一体のものを含まれる形で規定されていますので、現行の「イ」については、こちらは「施設用の装置」となっていますが、施設という文言については、施設という言葉を持って、実験室が入っている施設一体、例で言うと、病院があつて、病院の中に隔離施設等の隔離する場所があるという関係、施設というのが建物一体で、その中の装置というのが実験室、その中に含まれる実験室とします。そういう形でここは当初から規定されているものと考えています。

「概要」の「物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の追加・改正【規制強化】」で第一号及び第六号と書かれているのですが、現行の第六号が改正後の第六号イに移動

して、改正後の第六号のロの規定は現行の第一号のロから移動していますので、規制強化ではないと思います。

規制範囲の安全キャビネットは後ろに移動して、エアライン式の防護服という第六号イの規定というのは、現行の規定から移動しているものですのでご指摘の通りです。この点については現行と変わらないと理解していただいて問題ありません。

< 5 の項 >

輸出令別表第1の5の項(13)では「セラミックの半製品や一次製品」が規制対象から除外されて、セラミックス粉末だけが規制対象になりましたが、例えば圧電セラミックスの粉とか何かであると規制対象になると思うのですが、その粉を使って、焼成された圧電セラミックスについては対象外と考えても宜しいのでしょうか。

セラミックの関係についてはいくつか規制対象があります。現行の貨物等省令第4条第十二号では、セラミックの粉末、半製品、一次製品、複合材料、前駆物質という形で規制対象となっています。今回、半製品と一次製品が削除されており、政令上は粉末のみが規制対象として残っていますが、例えば複合材料として第十二号のニにおいては引き続き、この「セラミック複合材料であって、・・・」という形で残っていますので、今後とも貨物等省令を読んで判定をしていただく必要があります。その他、セラミック関係については、今回の5の項の部分以外の項番、他の項番においても一部対象となっている部分があると思いますので、その点についてもご確認ください。

貨物等省令第4条第十二号ニ「セラミック複合材料であって、粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち・・・」というところの「粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち」が削除されたのですが、これは、すなわち対象が広がると理解していいのでしょうか。また、「セラミック複合材料」と「マトリックス」の解釈の変更があるのかというのを確認いたします。

貨物等省令第4条第十二号ニは「粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち」が削除されて、規制対象範囲が広がったように見えますが、(政省令等改正の概要で述べているように)WAにおける規制対象範囲に変更はありません。運用通達の5の項の「複合材料」の解釈は、「4の「複合材料」の解釈に同じ。」。4の項の「複合材料」の解釈は「粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスからなるもの」となっていて「粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち」は、「複合材料」という用語に含まれており、こうした重複を避けるための改正です。

また、「セラミック複合材料」という解釈はなく、「セラミック」と「複合材料」のそれぞれで解釈があります。「マトリックス」は4の項に「粒子、ウイスキー又は繊維の間の空間を埋める実質的に連続した相をいう。」という解釈があり、5の項の「マトリックス」

もこの解釈規定が適用されます。いずれの用語の解釈については、変更はありません。

< 7 の項 >

7の項の集積回路に係る規定の改正について、あらためて規制の強化と緩和のところを説明してください。

貨物等省令第6条第一号の集積回路については、規制の強化としましては、新たに規制対象として追加されたものがあります。「ロ」の「アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析することができるもの」というもの、そして「磁気抵抗メモリー」です。「ロ」に関しては、それ以外に基本的にはレジームの規定の順番に則って入れ替えております。

また、「ワ」の部分はレジームの合意事項に基づいて新たに改正、追加されたものがございます。また、「ロ」の要件、(一)については、アナログデジタル変換機能を有するような集積回路であって、(二)のものを満たすような、デジタル化されたデータを記録するとか処理するとか、(一)と(二)の両方の要件を満たすものについて新たに規制の対象となり、規制の強化となっています。

緩和については、「ホ」の「アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のもの」の(一)の部分の分解能が変更されています。レジームに基づいた変更であり、緩和と理解できます。

スペクトラムアナライザーに係る規制緩和についてあらためて説明してください。

貨物等省令第6条第十二号の「スペクトラムアナライザー」について、現行の規定は、「スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの」とあり、イからホの部分のいずれかひとつに該当すれば規制対象貨物である、という形になっています。たとえば、ホの規定を満たせば現行は規制の対象となっています。しかしながら、改正後はこのホの規定がニの(二)の2として移動しています。ニの規定は柱書で、(一)と(二)の両方に該当して、はじめて規制対象になりますが、これまで、ホの規定を単独で満たせば規制対象であったものが、今後はニの内数の(二)に移動することによって、新たにニの(一)の要件も満たさないと今後は規制の対象にならず、つまり規制の対象となる要件が、新たに1つ追加され、規制対象範囲が限定的になったという意味で、規制の緩和になっています。

パブコメの回答では、運用通達の解釈「貨物等省令第6条第一号ワ(二)1中の記録」として、「アナログデジタル変換した連続的なデータをメモリに保存することをいう。」を追加します、とありますが、公布されたものにはこれがこの中には入っていないようですが・・・。

本件については、パブリックコメントで回答している内容が正しく、ただご指摘のように12月6日に公布されている資料にも入っていないのですが、後日訂正をさせていただきます。

(注) 平成29年12月25日付けで「記録」の解釈の追加訂正をしました。

詳細は「■通達改正」の欄に掲載している正誤表をご覧ください。

新設された貨物等省令第6条第一号ワの「入力速度」というのはどの数値をとるのでしょうか。これまで「ホ」の規定で、「出力速度」というのがあって、これとは違うものになるのでしょうか。その場合、「出力速度」の場合は運用通達でサンプリングレートと別名の説明があったと思うのですが、「入力速度」というのは同じように通達がないので、こういった別名や何をもって判定すれば良いのでしょうか。

レジーム上の原文においては「Input」と「Output」と書かれており、それを忠実に規定に落とし込むと「入力」と「出力」という形なりまして、「出力」については「サンプリングレート」という形で書かれています。今回の「入力速度」についても「Input」と「Output」とレジームで書かれているので書き分けていますが、同じ意味と考えて、「入力」についても「サンプリングレート」として問題ありません。

貨物等省令第6条第一号ワの「入力速度」についてです。集積回路の「入力速度」というのは、集積からICチップに入る時の速度なのかICチップの中でアナログデジタル変換機能を行う回路に入る時の速度なのか、どちらになるのか教えてください。

ADコンバータに入る速度ではなくて、変換した後の速度という意味です。

貨物等省令第6条第二号ホは、現行では、「(マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。)」が規定の最後になっています。今回の改正で規定の中に入って、「マイクロ波用固体増幅器」にのみかかっているような形に変わっているのですが、これはこういった意図で変更になっているのでしょうか。

そうすると、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器を含んだ組立品というのは、該当になるのでしょうか。ならないのでしょうか。

現行の「ホ」では「マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュール」の最後に除外規定がありますが、レジームにおいても、この除外規定というのは、マイクロ波用固体増幅器と又は以降の部分についても係るという形で規定されています。ただし、除外規定の法制的な技術的な書き方ですが、「マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。」という形で、最後は「増幅器」で終わっているため、最初の「マイクロ波用固体増幅器」にしか法制的には係らないのではないかと、読み方しかできないのではないかとという疑義がありました。要するに「これを含む組

立品やモジュール」には、現行の除外規定の書き方ですと判断しづらいのではないかと思います。この部分については、改正後はマイクロ波用固体増幅器で、この括弧書きで「除く」と書きつつ、次の「又は」で「これを含む」と書いてありますので、「これ」と書くことによって、「これ」というのはその1つ前の「マイクロ波用固体増幅器であってモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除いたもの」を「これ」と指していますので、基本的にはこの改正によってこの除外規定の範囲というのが変わったかということ、そこは法技術的な書き方の作法だけの問題だけであって、基本的に除外範囲は変わっていないと理解していただければ結構です。

「これ」というのは「マイクロ波用固体増幅器であって、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器でないもの」を「これ」と指しているの、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器を含む組立品というのは規制対象ではないということです。

貨物等省令第6条第二号カに新しく追加された送受信モジュール等についてです。これは汎用に設計されたものが対象であって、例えば、輸出令別表第1の9の項の伝送通信装置専用に設計されたものはこの規制対象ではないと考え問題ないでしょうか。

「カ」の送受信モジュール、送信用モノリシックマイクロ波集積回路については、専用設計されたものというのは省令上規定されていませんので、汎用のものと考えていただき問題ありません。

貨物等省令第6条第八号の、追加されたエンコーダの部分品についての確認です。アブソリュートエンコーダのリング、ディスク、スケールとあるのですが、これはアブソリュートエンコーダの角度検出の性能を左右する部分という理解で宜しいでしょうか。

ご理解の通りです。

アナログデジタル変換器のところ、貨物等省令第6条第十号のアナログデジタル変換器のロでデジタル化されたデータを「解析するもの」が「処理するもの」に改正されていますが、デジタル化されたデータを処理するというのは具体的にどのような機能を示しているのですか。

この部分については、今回「解析」から「処理」に改正しましたが、昨年度のレジームで何か変わったというものではなくて、原文では「Processing」とありますので、「解析」ではなくて「処理」の方が適切という意味で改正いたしました。「解析」でいうと周波数を解析という話しになるのですが、「処理」についてはどういったものが処理になるのかということだと思っておりますが、これについては、事務局を通して回答させていただきたくよろしく申し上げます。

(追加回答)

「処理」とは、外部からの情報を伝送する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいいます。

貨物等省令第6条第十八号、ヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板についてです。今回、除外規定が通達から省令に移ったということで、特定の構造を有するもの以外は除外されるとなっていますが、そもそも規制されているⅢ－Ⅴ族化合物はここに列記されていると考え、問題ないのでしょうか。

今般の貨物等省令第6条第十八号の改正についてのポイントは以下の2点です。

- ①現行、運用通達に規定されている除外規定を貨物等省令に規定（移動）
- ②新たに除外される貨物として、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム及びリン化インジウムの3つを追加

構造としては、通達で除外される対象として「基板」が規定されておりましたので、現行のⅢ－Ⅴ族化合物の内数ではなく、貨物等省令第6条第十八号の柱書きの「基板」から「通達に規定している基板を除く」という形で規定させていただきました。

したがって、「イからニまでのいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板」であっても、その多層膜が「Ⅲ－Ⅴ族化合物に該当するものうち、括弧書きに列挙されているもののP型エピタキシャル層が一層以上で、当該P型がN型層に挟まれていない場合」の基板は規制対象から除かれる（規制対象ではない）ということになります。

<9の項>

貨物等省令第8条第十号から第十三号にかかるところについてです。現行では、貨物等省令と輸出令別表第1の項番との対応ですが、9の項（8）が貨物等省令第8条第十号で、9の項（9）は削除されているので、9の項（10）が貨物等省令第8条第十二号で、9の項（11）が貨物等省令第8条第十三号だったと思います。今回の改正によりまして、この項番と貨物等省令の対応について、あらためて説明してください。

この部分については、貨物等省令で大きく順番が入れ替わりましたけれども、政令の輸出令別表第1の9の項（7）「暗号装置又はその部分品」に対応するものは部分については、貨物等省令第8条の第九号と第十一号です。また、同9の項（10）が改正後の貨物等省令第8条第十号のイ、同9の項（8）は改正後の貨物等省令第8条第十号のロが対応しています。最後の同9の項（11）は、改正後の貨物等省令第8条第十二号に対応しています。

暗号の新しく該当となる貨物等省令第8条第九号イと（一）から（四）の判断の仕方に

ついて、従来、CISTECのガイダンスで見ると、複数の暗号機能を持っている貨物、部分品については、暗号の種類毎に、該当となる政省令番号を決めていると思います。今回、排他的に(一)から(四)を決めるのだと思いますが、これは暗号毎にやるのか、それとも暗号を持っている製品なり部分品の用途でどれか1つに決めるのかということについてはどう考えたらよろしいのでしょうか。

まず、貨物等省令第8条第九号イの(一)から(四)の包含関係については、(二)、(三)、(四)において、それぞれ、別の、例えば(二)でいいますと「(一)に該当するものを除く。」と、(三)でいいますと「(一)又は(二)に該当するものを除く。」と(四)については「(一)から(三)に該当するものを除く。」という形で、それぞれ重複排除していますので、どこかの当たるものによって、ここの(一)と(二)とか、両方ここに当たるとか、そういう形の概念は、ここの重複排除規定よりないと思われま

その点は理解しています。問題は、部分品なり貨物なり、搭載されている暗号毎にこれを判断するのか、そうではなくて部分品なり、その貨物なりの持っている暗号の、入っているその貨物全体のセットなり部分品の用途で、主たるものが情報セキュリティなのか、通信なのか、それとも電子計算機なのか、それ以外なのかという風に判断してもよいということでしょうか。

ひとつの貨物に対して複数の暗号機能があって、そうした時にどの項番で判定すればよいかという意味でしょうか。それは、コンピュータとか通信とかおっしゃいましたが、多項番で、8の項とか9の項とか、そういう部分で該当するという意味でしょうか。

(前述の質問の続き) そうではなく、暗号機能だけです。複数の暗号機能を持っていて、ブラウザで繋がっているとか、非該当ですけれどもデジタルテレビ関係の機能を持っているだとか、要は、結構複数のデジタル複合の民生器具が増えていますので、暗号機能は多岐に渡っていて、その中で主たる機能のおまけの機能の中で、どうしても該当になるような機能が出た時に、どの項番で見るべきなのか、何も分からなかったら読んで判断していいのか、もっとも分からないから(一)で良いだとか・・・。

複数の機能があった場合というのは、第九号のイの部分で申しますと、どこかに該当すれば、それは1つの貨物の中に複数の機能があるということなので、どこかに当たれば、その機能、いくつかあるうちのどこかの機能が該当することを持って、当該貨物になります。当該機能を有している貨物というのは規制の対象になるというのは、多分、ご理解していると思います。その中で、複数の機能があった時に、この省令上のどこに当てはめて、1つに寄せるのか、こことここ、要は、2つに当たったらそこで該当項番とするのかというご質問だと思いますが、それは、多分、後者の方で、後者というのは多分、いくつかに当たれば、それは1つに寄せることなく、パラメータシート等も全部チェック項目が1つ1つあり、その1つ1つの項目に対して該当、非該当というチェック欄が設けられている

と思います。そこでしっかり該当する箇所は該当とつけていただくと、そういう理解でよろしいかと思われま。

実際に、インボイスか何かには該当になった時に、許可証を使った時に、その省令番号を書くので、それは全部書くということでしょうか。

ご理解の通りです。

暗号装置等に係る規定の改正のところ、規制強化と規制緩和というのがあります。どの部分なのか、あらためて説明してください。

規制強化については、市販暗号装置と副次的暗号装置の適用除外に関する、その対応の条文が変わった部分です。例えば、副次的暗号についての対象範囲については、改正後の貨物等省令第8条第九号イの部分は現行の副次的暗号の裏返しとして規定していますので、今後はこのイのみが副次的暗号の適用除外が引き続き使えることとなります。現行は、イ以外の部分、ロやハニホの部分についても副次的暗号の適用除外が適用できるのですが、今後は、その部分については副次的暗号についてはもう使えなくなるという意味で、規制の対象が広がります。つまり、これまで除外規定が使えていたものが使えなくなるという意味で規制の強化となります。

市販暗号装置についても、適用除外の範囲が変わっています。具体的には、今後も第九号全体は市販暗号装置が使えます。第九号というのは暗号装置の部分で、その柱書の括弧「本号へ」を除くとあります。への部分が市販暗号になりますので、現状の第九号のイとかハニホについては、引き続き市販暗号装置が使えます。市販暗号装置で、規制強化になっている部分については、例えば現行の第九号のロ、暗号解析を行うように設計したものは、副次的暗号と市販暗号の除外規定が適用できたものが、今後は第十一号に移動しまして、適用できなくなります。除外規定が使えなくなるという意味でこちらについては規制の強化となっています。

同様に改正後の第十号のイの盗聴の検知機能とロの情報伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置も、これまで副次的暗号装置と市販暗号装置についての除外規定が使えていたものが今後は使えなくなり、そういう意味でこの部分についても規制の強化となります。

以上が、適用除外がこれまで使えていたものが使えなくなるということをもって、許可の対象範囲が増えるという部分が今回の暗号装置の規制強化の主な内容になっています。

一方、緩和については、貨物等省令第8条第九号イ(四)に「2」が追加されています。レジームで新設されたものでございまして、この「2」が追加されたことを緩和という形で理解していただければ問題はないかと思われま。

現行の貨物等省令第8条第九号イでは「デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デ

デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外・・・」というところで除外規定が本文の中であるのですが、この部分は新しい条文に対してどこに移動したのでしょうか。この除外規定自身は変わらず除外されているのかということです。

これまでは省令で規定されていましたが、改正後は運用通達の「データの機密性確保のための暗号機能」の解釈部分で、「次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。」という形で「イ」については「認証」、「ロ」については「デジタル署名」という形で移動しています。複製する物については「ホ」の「デジタル著作権管理（複製することを防止されたプログラムの実行を含む。）」となっていますので、この点についても基本的に現行の規制対象範囲、スコープに変更ないと理解していただき問題ありません。

貨物等省令第8条第九号のロの「設計し、又は改造したもの」とあり、これはワッセナーアレンジメントの規定の「**designed and modified**」というところに対応したのだと思います。その次の「ハ 量子暗号を用いるように設計したもの」についても、ワッセナー上は「**designed and modified**」となっているのですが、ここでは「設計したもの」で終わっていて「又は改造したもの」と規定ぶりになっておりません。同じ事が、次の「ニ」、「ホ」でも言えて、更に気づいた範囲でいうと貨物等省令第8条第十号のロ、第十一号においても同様のことが言えるのですが、「改造したもの」という文言をあえて外しているのは理由があるのでしょうか。

規定上は外れていますが、規制対象範囲についてはレジームの範囲と同じ範囲と考え、問題ありません。規定ぶりについては、改めてレジームの原文を確認し、今後、見直しを検討したいと思います。

現行の、副次的暗号の除外規定では、情報の記録や通信であるとしても、娯楽施設とか娯楽装置のものは副次的暗号を適用できるとあるのですが、それは改正後のものであっても娯楽施設とか娯楽装置のものであれば、除外規定を適用できるのでしょうか。また、それはどの規定をみればよいのでしょうか。

娯楽施設等については、引き続き、レジームで規定されています。改正後は、副次的暗号装置というよりも、貨物等省令第8条第九号のイの規定の「データの機密性確保のための暗号機能」が規制対象になっていますが、運用通達解釈で「データの機密性確保のための暗号機能」というのはどういったものなのかを規定しています。「次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。」の部分で、ご質問については、「へ」の部分で「娯楽施設若しくは装置の有する機能であるもの、商業放送又は医療用の記録管理のために行われる暗号化又は復号」があり、そもそも副次的暗号というより「データの機密性確保のための暗号機能」には入りませんという形になっています。こちらの規定をもって、引き続き該当しないと考えることができます。

貨物等省令第8条第九号(十)の無線パーソナルエリアネットワークについては、現行の貨物等省令第8条第九号カから移してきましたというご説明だったのですが、現行では「暗号標準を用いたもののうち」という表記だったのに対して改正後は「暗号標準のみを用いたもののうち」とあるので、(十)は除外規定なので除外範囲が縮小されたように見え、規制の強化になるのではないかと考えたのですが、これはあくまで現行のものと規制範囲は変わらないという理解で正しいでしょうか。

基本的に変わらないと考えていただいて結構です。日本語としての読みやすさという観点から修正しています。

運用通達の「データの機密性確保のための暗号機能」の解釈のイの認証部分で、使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認することとありますが、こういった内容のエビデンスを残す必要がありますか。

認証の部分については、データの機密性確保のための暗号機能ではありませんということで、規制の対象外・非該当という位置づけになります。この暗号機能は認証のための暗号なのだという妥当性を確認することについては具体的に、企業の中で具体的に、どのようなエビデンスや必要な書類を保存・保管しなければならないという規定はありませんので、企業の中で何らかの書面なりで、説明を求められたら説明できるようなものであれば、特段こういったものにしなくてもいい等の決まりはありません。

役務通達の9の項、所謂、副次的暗号について確認いたします。従来ですと、コンピュータのプログラムで、コンピュータのOS上で動作するアプリケーションプログラムについてはこの役務通達の解釈によって、副次的暗号の条件を満たす場合は、副次的暗号プログラムとして規制除外できた訳ですが、この規定が削除されて、ただ貨物等省令第8条第九号イの(一)から(四)の、これを逆にとった副次的暗号装置、これと同等の機能をもつプログラムであれば多分除外出来そうなのです。ただ、これを見ると、(三)で「電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの」とあるのですが、コンピュータプログラムとは、まさに情報の処理を主たる機能とするのであり、こう考えるとコンピュータプログラムは副次的暗号という概念で規制除外できないというふうに理解しなければならないのか。そうではないとするならば、どこを根拠として判定すべきか教えてください。

役務通達で規定されている「副次的暗号」の部分については、レジーム上、適用範囲が変わったので、除いている形です。というのが、まずは事実関係としての1点目です。もう1点のご質問の件についても中身を確認したいので、事務局を通して改めてこちらから回答させていただきます。

(事務局を通しての追加回答)

プログラムの規制については、貨物等省令第21条第1項第9号において定められており、規制対象となる貨物の条文を引用することにより規制対象を限定しております。具体的には、第8条第9号イなどに該当する貨物と同等の機能を有するプログラムが規制対象となります。今般、貨物の副次的暗号装置に係る規定が、現行の除外規定ではなく規制対象となる貨物をポジティブに規定（副次的暗号装置に該当しないものを規制対象として規定）したことで規制対象となる貨物は副次的暗号装置に該当しないものが対象となります。したがって、規制対象となるプログラムは副次的暗号装置に該当しない貨物と同等の機能を有するプログラムが規制対象となりますので、副次的暗号プログラムの観点では、現行とプログラムの規制対象範囲は以下の差分以外変更はありません。

※ここでは、暗号機能を有する装置であって、改正後の第九号及び第九号イの柱書きにあたるか否かに係わらず、第8条第9号イの配下の（一）から（四）までのいずれの記述にもあたらないものを、副次的暗号装置と呼んでいます。

役務通達の解釈「貨物等省令21条第1項第九号の除外規定の用語解説について質問します。

具体的には、貨物等省令21条第1項第九号の除外規定「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。」の「操作、管理又は保守に関する作業(OAM：Operations, Administration or Maintenance)」に関する用語解説の「ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼動状態又は性能の監視又は管理」に関する質問です。

先ず、質問の背景ですが、インターネットが普及した現在、ホームエレクトロニクス機器(エアコン、冷蔵庫等)の電源ON/OFFや動作設定(温度設定)等の「操作」を室外からスマートフォンにて行う事が出来るようになりました。

この機能は、一般的に、機器の「操作」に必要なデータをスマートフォンがインターネット経由で専用サーバに送信し、専用サーバが操作対象機器にそのデータを送信するといった仕組みで実現され、データ送信時の秘匿性を確保する為にSSL等の通信プロトコルが使われます。

今回の質問は、上記ホームエレクトロニクス機器の「操作」に限定したSSL通信の機能を「公開された暗号標準の一つである対称アルゴリズムAES、鍵長128bit」方式を使って内蔵プログラムで実現した場合、そのプログラムが貨物等省令21条第1項第九号の規制に該当する暗号プログラムに当たりますが、本号の除外規定「公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。」にて規制除外となるか否かと言う点になります。

当社では、市販暗号プログラムの除外規定が適用出来ない機器の開発段階におきまして、この規制除外が適用出来る事は輸出管理手続きの負担軽減となるため、大きな関心事となっております。

除外規定の「操作、管理又は保守に関する作業(OAM)」とは、元々、SNMP(Simple Network Management Protocol)の通信プロトコルを使った「ルータ、スイッチなどのネットワーク機器、WindowsやUNIXサーバなどの状態監視、リソース監視、パフォーマンス監視、トラフィック監視」を指し示し、後に普及したSSL通信プロトコルを使った「ホームエレクトロニクス機器の操作」をも指し示しているか否かが、当社の最大の疑問となっています。

実現している機能自体は、用語解説の「ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼動状態又は性能の監視又は管理」。又は、「イ 次のいずれかの確立又は管理 (二)ある貨物又はあるプログラムの設定」の範囲にあると思われませんが、

①SNMPがOSI参照モデルの第4層(トランスポート層)の通信プロトコルであるのに対し、SSLが第7層(アプリケーション層)の通信プロトコルであること。

及び

②用語解説の「ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの」が前述の規制除外範囲の解説ロ、イ等から除外する事を示していること。

から、SSL通信そのものが「フォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの」に当たるか否かが、最大の関心事となっており、この点に関してどうでしょうか。

また、この除外規定が適用出来なかった場合であっても、実現している暗号機能が機器の主たる機能の「操作」に限定されていれば、副次的暗号プログラムの除外規定が適用出来るか否かについても、併せてご回答頂ければ幸いです。

こちらについてもレジームが意図している内容と・・・それを基本的にここに書いてあるわけでありますが、そういった物についてもロとして除外されるかという部分について確認をしたいと思いますので、こちらについても事務局を通しての後日の回答とさせていただきますと思います。

(事務局を通しての追加回答)

ホームエレクトロニクスに係るプログラムについては非該当と考えて頂いて問題ございません。

具体的には、ホームエレクトロニクス自体が副次的暗号装置であるため、貨物規制に該当しないことをもって、それに係るプログラムは貨物規制の条文を引用している第21条第1項第9号には該当しない、という考え方となります。

ご質問のございました、貨物等省令第21条第1項第9号のOAMの除外規定については、適用可否を判断する必要もなく、そもそも貨物規制に該当しないホームエレクトロニクスについては、副次的暗号プログラムで除外することが適切かと思えます。

” 暗号部品が、他の貨物に含まれる場合、10%ルールは適用できない” と解釈してよろしいでしょうか？

運用通達用語解釈が、” 1-(7) イ輸出令別表第1の解釈 ただし..” より優先すると解釈致します。

運用通達 9項の用語解釈

貨物等省令第8条第九号から第十一号の規定中の装置若しくはシステム又はその部分品：

『他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号のいずれかに基づいて判定するものとする。』

これは改正され、” 暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。“が削除されました。よって、この用語解釈は、WAのGISNの規制内容を規定されているものであると考えます。

『“Information security” items or functions should be considered against the provisions in Category 5 - Part 2, even if they are components, “software” or functions of other items. 』

運用通達用語解釈欄には、部分品が他の貨物に含まれる場合に、暗号貨物は判定することが、記載され暗号以外の他の貨物は、判定する記載有りません。

運用通達 1-(7) イ輸出令別表第1の解釈では、前半で、用語解釈左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除く・・・等の解釈に従うとあります。

用語解釈に記載が無い暗号以外の貨物が、他の貨物の部分品である場合は、” ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの・・・“の10%ルールかつ分離可の部分品を適用できます。

一方、暗号貨物が、他の貨物の部分品である場合は、用語解釈で判定するとなっており、“ただし”以降は適用できません。よって、暗号部品は10%以下でも該当の場合は、許可が必要となる、と理解します。

<根拠>

- ① WAのGISNは、暗号部品が他の貨物に含まれる場合の独立した規制であること。
- ②用語解釈欄に、『部品が他の貨物に含まれる場合判定する』と記載がある場合と無い場合に対して、ただし・・・以降が文章的に繋がらない。
- ③他の貨物に含まれる場合の規制値が、暗号：解釈とPC：省令に区別していることは、材料における2項(1)ウラン、トリウム等：解釈、2項(3)重水素：省令と区別していることと対応している。

こちらの解釈の表と、要はこちらの解釈の表の柱書の運用通達との関係性についてのご質問だと思うのですが、まず事実関係として、67頁目の「含む」規定というのは落とさせていただいておりますが、こちらの部分はいくまでも「含む」規定であって、解釈として自明であるということで、今回、落とさせていただいております。

直接のご質問への回答については、柱の部分と表との優先事項の関係については、確認をして、後日事務局を通して回答させていただきたいと思っておりますので、申し訳ないのですが、先程の内容について事務局を通して活字、文字で頂ければ回答させていただきますというのが結論なのですが・・・。

まず外為法の関係でいいますと、基本的に、輸出貿易管理令というのは規制対象貨物を書いていますので、その規制対象貨物が、例えば何かの物に含まれていた場合は、その中に含まれている当該規制対象貨物というのはどういう扱いを受けるのかというのが基本的な考え方でして、輸出貿易管理令の基本的な考え方でいいますと、例えばAという部分品が、規制対象となっている部分品が、Bという装置に含まれていますと・・・。

そういった場合、該当となるAという部分品というのは許可をとらなくちゃいけないんですか、どうなんですかといいますと、一般的に考えるとですね、外縁を見ると、それはもうBという輸出する当該貨物はBという装置なのだから、その中に含まれているAという部分品は規制対象ではなくていいのではないかとというのが一般的な、普通に考えるとそうなのですが、輸出貿易管理令というのは規制対象貨物を列挙していますので、そういった貨物が組み込まれていた場合であっても、中にはそういった部分品、当該部分品の許可を取らなくちゃいけないという場合がでてくると・・・。

で、その部分についてどういった解釈で、それは装置と一体となっていたらどうなのかとか、除かれるのかとかというのがご質問の運用通達の柱書で、10%以下であればどうだとかですね、みなすとかですね・・・。

たとえ10%以下であっても一部こういった例外として、こういった項番については例外とする、たとえば1の項等の関係でありますけれども、そういった物は、たとえ組み込まれていてもそれは許可を取らなくちゃいけないです。例外がなくて・・・そういった整理学の下で運用通達は書かれていますので、基本的には装置の中に何か入っていたら、それは、その中に入っている部分品は全くの規制対象として考えなくていいのかというと、そうではなくてそこは運用通達に書かれている部分でそういう整理になっていますと・・・。

ご質問のこの柱書と表との優先事項の関係については、先程申し上げました通り、確認をして個別にご連絡、回答させていただきたいのでその部分については申し訳ないのですがお時間を頂ければと思います。

(追加回答)

暗号装置については、他の貨物に含まれている場合、その当該他の貨物自体を暗号装置として従来から扱っています。その根拠は、通達に規定されている「他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第9号から第11号までのいずれかに基づいて判定するものとする。」となります。したがって、運用通達1-1-(7)-(イ)のただし書前の前半の解釈により判定され、ただし書以降は他の貨物自体が暗号装置であることをもって関係はありません。

現行の貨物等省令第8条第九号レ2では、「主たる機能が情報の送信、受信又は記録及び保存」となっていますが、改正後の貨物等省令第8条第九号イ（三）では「情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの」となっています。現行省令の「送信、受信」は改正後の省令の「処理」に対応するのでしょうか？あるいは「送信、受信」は規制から外れたのでしょうか？あるいは改正後の貨物等省令第8条第九号イ（二）の「デジタル通信装置」に対応するのでしょうか？

また改正後の貨物等省令第8条第九号イ（二）では、規制条文に「主たる機能」という文言がありませんが、現行省令との対比から主たる機能が「デジタル通信装置」や「有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置」と考えればよいのでしょうか？

おそらく範囲は変わっていないと思っていて、貨物等省令第8条第九号イ（二）のデジタル通信の部分、レジームの原文で変わっていますので、それを「デジタル通信装置」という形で規定しています。基本的にこの部分の副次的暗号の改正後の（一）から（三）については、解釈の変更があるというのは聞いてはいないので、おそらく変更はないと思いますが、念のため確認させていただきたいと思います。

（追加回答）

改正前の「主たる機能が情報の送信又は受信のもの」は、改正後の「デジタル通信装置」と、（電子計算機に関連するものとして）「情報の処理を主たる機能として有するもの」とに分けて記載していますが規制の範囲に変更はありません。

貨物等省令第8条第十一号は、今回新たに追加されたものという認識で正しいでしょうか。

現行の貨物等省令第8条第九号ロの暗号解析の部分、改正後の貨物等省令第8条第十一号に移動しているものです。

<10の項>

貨物等省令第9条第十号（八）から（十）のところ、赤外線よりも長い波長の範囲について今回新しく言及されているところがあるのですが、これはこういったものを想定しているのでしょうか。具体的に何か、こういうものだと例があれば、教えて頂きたいのですが。赤外線カメラですか。

具体的な貨物の例示ということですが、こちらについても事務局を通しての回答とさせていただきます。

（事務局を通しての追加回答）

今回新たに追加された仕様を満たす波長は「中赤外光」としてサーモグラフィーなどの赤

外光によるレーザー発振器などが当てはまります。

<その他>

今年の8月に CISTEC 主催の貿易管理者用説明会で、今後、日本の規制内容にも ECCN を準拠させようという動きがあり、まもなくパブリックコメントがあつて、今後経済産業省も ECCN に重点をおいて検討していくという説明を受けたのですが、そのような予定はあるのでしょうか。

今、国際的な番号の並びに合わせるという観点では、まさに検討している最中ですが、現時点において、具体的にいつ頃というのは検討中なので全く確定していないという状況です。

今のマトリックスで所々、不備不具合があるのですが、そういったところについて今までいくつか修正・訂正をお願いしているのですが必ずしもスムーズにやっていただいているところもあるのですが、この部分については経済産業省のどの部門にご連絡すれば宜しいでしょうか。中で色々と、分担等があると思いますのでそのあたりを教えてくださいいただければと思います。

マトリックス表に不備があるという指摘については、安全保障貿易管理課にご連絡いただければ、対応いたします。